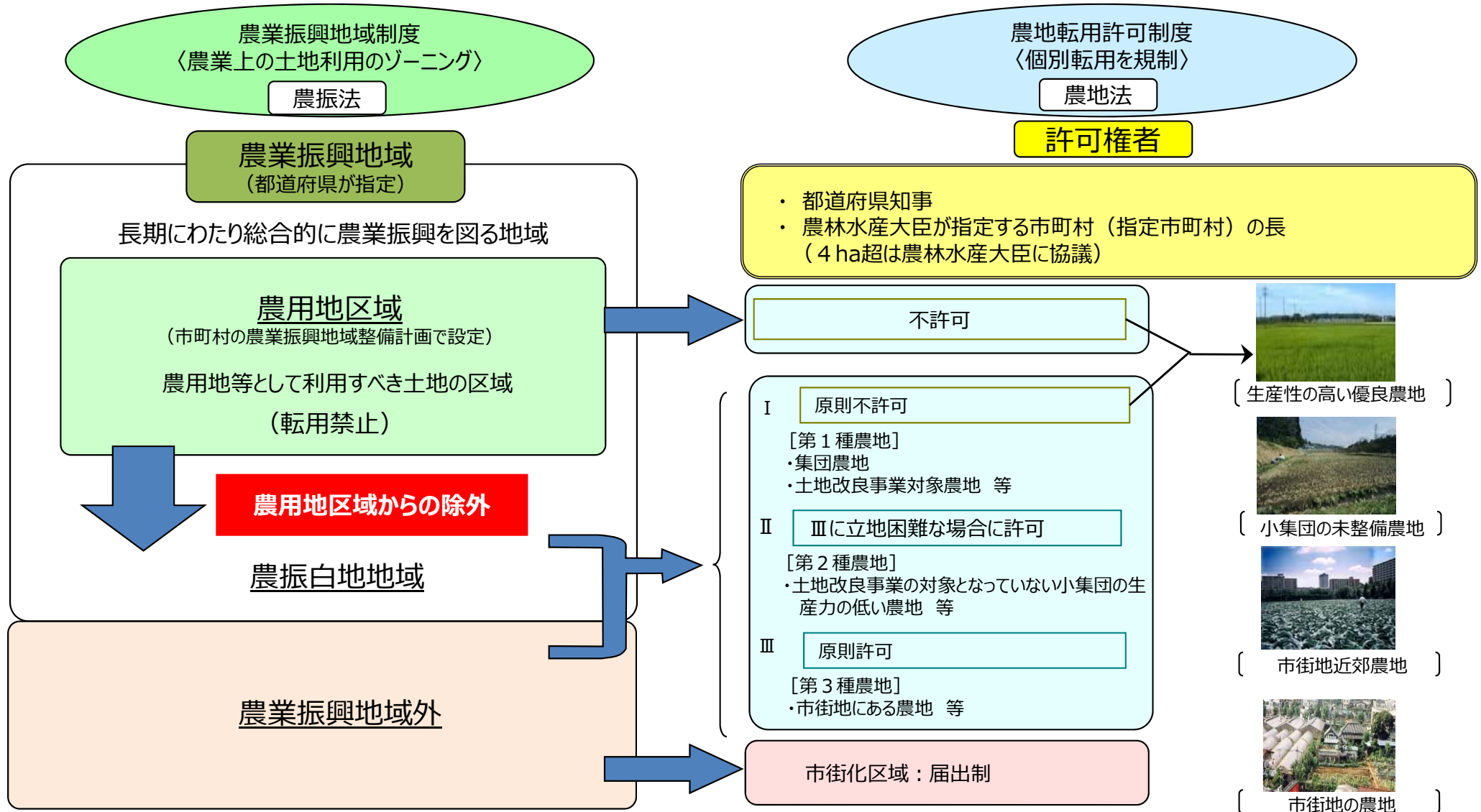


農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

- 農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき「農用地等として利用すべき土地」について、市町村が設定。
- 農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策については、農用地区域を中心として計画的かつ集中的に実施。
- 農用地区域内の農地は、原則転用が禁止されており、転用を行う場合には、**農用地区域からの除外**後、農地転用の許可が必要。



12

農用地区域からの除外の要件

- 農地転用を行うための農用地区域からの除外は、農振法に規定する要件の全てを満たす場合に限り、行うことが可能。

農地転用を行うための農用地区域からの除外の要件 (農振法第13条第2項)

次の要件の全てを満たす場合に限り、可能。

1 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

2 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。

農振法第13条第2項第5号関係条文

- 農業振興地域の整備に関する法律

第13条第2項第5号

当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

- 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）

（農用地区域の変更に係る基準）

第9条 法第13条第2項第5号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業〔＝土地改良事業等〕の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとする。

「工事が完了した年度」の考え方

- 農振法施行令第9条に規定する「工事が完了した年度」については、農業振興地域制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」と示している。

農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）

第16 法第13条関係（農業振興地域整備計画の変更）

2 農用地利用計画の変更

(3) 法第13条第2項に係る変更

- ⑤ 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業（土地改良事業等）の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること（第5号及び令第9条関係）

土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。

また、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、**工事完了公告における工事完了の日の属する年度**と解されること。

なお、本要件の始期は、明定されていないが、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等の実施が確定した時点から開始するものと解されること。

国営土地改良事業の部分完了について

- 国営土地改良事業につきその工事を完了した場合（以下「事業完了」という。）は、当該事業の負担金の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度の翌年度の初日とされる。
- 一方、事業の施行地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認める等の場合には、農林水産大臣が指定する年度の初日を負担金の支払期間の始期とすることができる。これを「部分完了」という。

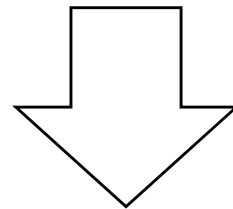
- 国営土地改良事業の完了と負担金の支払

区分	負担金の支払
15 事業完了	<p>当該事業が完了した年度の翌年度の初日を支払期間の始期とする。</p> <p>（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項）</p>
部分完了	<p>農林水産大臣が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該事業の施行地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、かつ、</u> ・ 当該事業の負担金を負担する都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、 <p>その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日を支払期間の始期とする。</p> <p>（土地改良法施行令第52条の2第4項第1号等）</p>

国営土地改良事業の部分完了の場合における農振法施行令の「工事が完了した」の取扱い

- 部分完了が行われる場合、事業の効果がその範囲全体に発現していると解されることから、農振法施行令上の「工事が完了した」と解することに支障がない。

国営土地改良事業の部分完了の場合、「土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」と農林水産大臣が認めていることから、「事業の効果がその範囲全体に発現している」と解される。



〈農振法施行令上の取扱い〉

工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がない。

部分完了を行った国営土地改良事業(筑後川下流地区)

国営かんがい排水事業 筑後川下流地区 概要図

【主要工事】

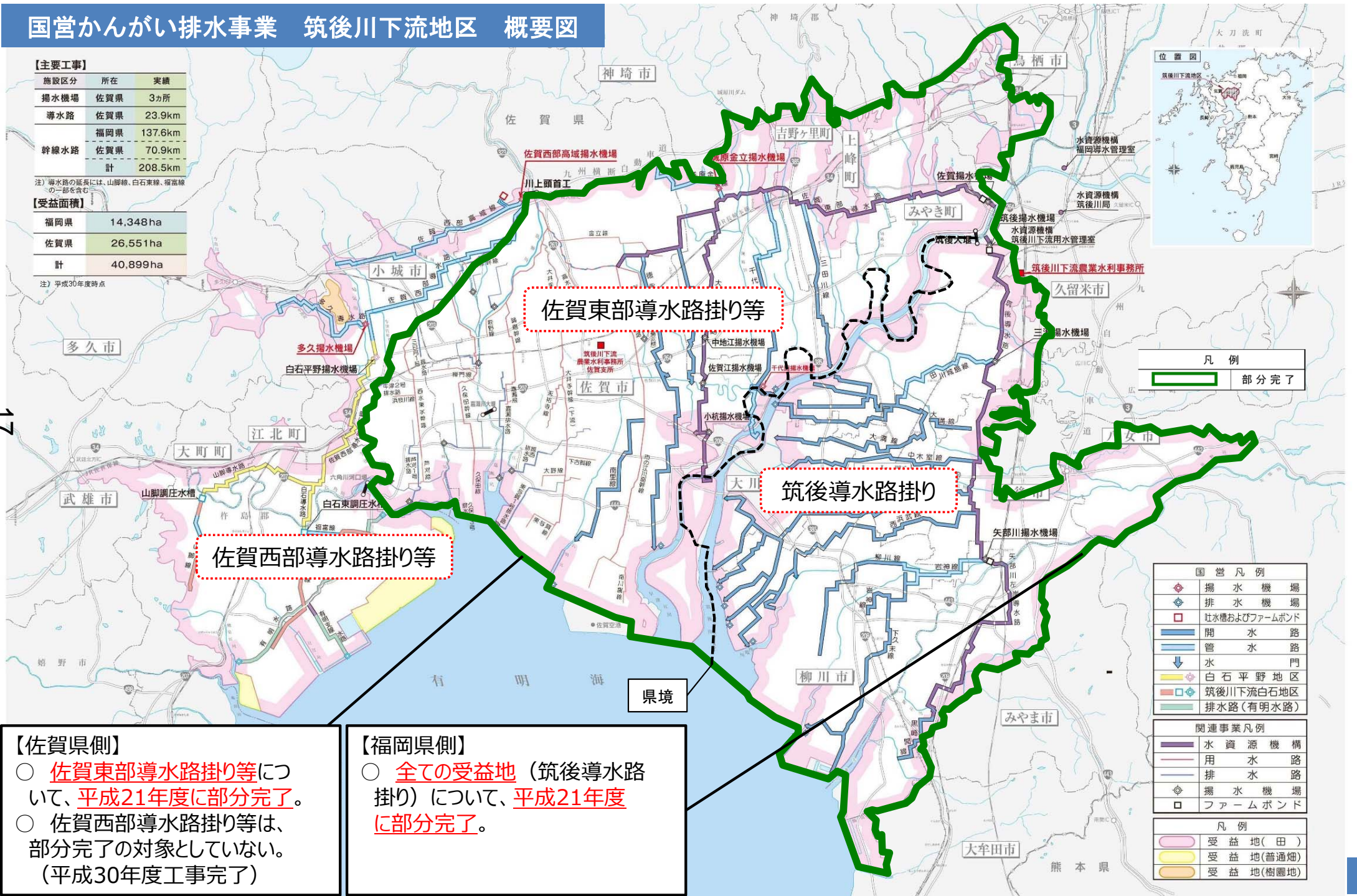
施設区分	所在	実績
揚水機場	佐賀県	3カ所
導水路	佐賀県	23.9km
	福岡県	137.6km
幹線水路	佐賀県	70.9km
	計	208.5km

注) 導水路の延長には、山脚線、白石東線、福富線の一部を含む

【受益面積】

福岡県	14,348ha
佐賀県	26,551ha
計	40,899ha

注) 平成30年度時点



凡例
 部分完了

国営凡例

	揚水機場
	排水機場
	止水槽およびファームポンド
	開水路
	管水路
	水門
	白石平野地区
	筑後川下流白石地区
	排水路(有明水路)

関連事業凡例

	水資源機構
	用水路
	排水路
	揚水機場
	ファームポンド

凡例

	受益地(田)
	受益地(普通畑)
	受益地(樹園地)

【佐賀県側】

- **佐賀東部導水路掛り等**について、**平成21年度に部分完了**。
- 佐賀西部導水路掛り等は、部分完了の対象としていない。(平成30年度工事完了)

【福岡県側】

- **全ての受益地**(筑後導水路掛り)について、**平成21年度に部分完了**。